

公立高等学校における 土曜授業等に関する調査の結果について

別添2

I 調査項目

1. 教育委員会における土曜授業に関する基本方針等の策定状況について

(平成25年7月1日現在)

- (1) 土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している都道府県・指定都市教育委員会数
- (2) 土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している市区町村教育委員会数
- (3) 勤務の振替（土曜授業を行う際の勤務体制の調整方法）

2. 土曜授業の実施状況について(平成24年度実績)

- (1) 土曜授業を実施した学校数
- (2) 土曜授業を実施した学校における実施回数
- (3) 土曜授業における教育活動の内容
- (4) 土曜授業における教職員の勤務状況
- (5) 土曜授業を行った理由

3. 今後の土曜授業の在り方等について(平成25年7月1日現在)

- (1) 土曜授業を実施する必要性
- (2) 土曜授業を行う際の課題
- (3) 土曜授業の望ましい実施方法
- (4) 土曜授業の望ましい実施回数
- (5) 土曜授業を実施するために必要な支援策

4. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況について

4-1. 学校が主体となって実施している希望者に対する学習等の機会の提供状況 (平成24年度実績)

- (1) 学習等の機会を提供した学校数
- (2) 学習等の機会の提供回数
- (3) 学習等の機会の提供内容

4-2. 学校が場所を提供し、教育委員会や保護者・地域住民等が主体となって実施している生徒に対する学習等の機会の提供状況(平成24年度実績)

- (1) 場所を提供している学校数
- (2) 学習等の機会の提供内容

4-3. 公民館など学校以外の場所における生徒に対する学習等の機会の提供状況 (平成24年度実績)

4-4. 土曜日等に学校や地域において希望者に対する多様な学習や体験活動の機会を提供するために必要な支援策(平成25年度7月1日現在)

※ 本調査における「土曜授業」とは、生徒の代休日を設けずに土曜日・日曜日・祝日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものをいう。また、「土曜日等」とは、土曜日・日曜日・祝日を指す。

II 調査対象

(平成25年7月1日現在)

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
教育委員会数	47	19	90	156

	都道府県・指定都市教育委員会所管の高等学校	市区町村教育委員会所管の高等学校	合計
公立高等学校数	3,598	114	3,712

- ※1 指定都市教育委員会数に、高等学校を設置していない教育委員会は除いて調査。
- ※2 学校数は、本校と分校を分けて調査。
- ※3 高等学校数には、公立中等教育学校（後期課程）数も含む。
- ※4 定時制のみ設置している高等学校については、1校として調査。
- ※5 全日制及び定時制を併設している高等学校については、1校として調査。

III 調査期間

平成25年6月28日～7月26日

IV 表記について

- (N) は、当該設問に回答すべき対象の数（回答者数）である。
- 各選択肢に対する回答割合（%）は、当該選択肢を選択した数を（N）（回答者数）で除したものである。
- 各選択肢に対する回答割合（%）は小数点第2位を四捨五入しているため、複数回答を可としていない場合であっても合計が100%にならない場合がある。

1. 教育委員会における土曜授業に関する基本方針等の策定状況について

(平成25年7月1日現在)

(1) 土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している都道府県・指定都市教育委員会数

	基本方針等を既に示している
都道府県・指定都市教育委員会数	9
回答割合 (%)	13.6%

N=66(都道府県・指定都市教育委員会数)

(2) 土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している市区町村教育委員会数

	基本方針等を既に示している
市区町村教育委員会数	2
回答割合 (%)	2.2%

N=90(市区町村教育委員会数)

(3) 勤務の振替 (土曜授業を行う際の勤務体制の調整方法)

【教育職員】

	前4週後8週の範囲内で週休日の振替	前4週後16週の範囲内で週休日の振替	前8週後16週の範囲内で週休日の振替	その他
都道府県教育委員会数	19	22	6	0
回答割合 (%)	40.4%	46.8%	12.8%	0.0%

N=47(都道府県教育委員会数)

【事務職員】

	前4週後8週の範囲内で週休日の振替	前4週後16週の範囲内で週休日の振替	前8週後16週の範囲内で週休日の振替	その他
都道府県教育委員会数	37	6	2	2
回答割合 (%)	78.7%	12.8%	4.3%	4.3%

N=47(都道府県教育委員会数)

2. 土曜授業の実施状況について（平成24年度実績）

（1）土曜授業を実施した学校数

土曜授業を実施した学校	
公立高等学校数	142
回答割合(%)	3.8%

N=3712(公立高等学校数)

（2）土曜授業を実施した学校における実施回数

	年に3回以下 (学期に1回程度)	年に4～10回 (月1回程度)	年に11～17回 (月2回程度)	年に18回以上 (左記以外)
公立高等学校数	54	13	26	49
回答割合(%)	38.0%	9.2%	18.3%	34.5%

※ 土曜授業を実施した学校のみ調査。

N=142(土曜授業を実施した公立高等学校数)

（3）土曜授業における教育活動の内容

(複数回答)

	運動会・体育祭等の 学校行事	外部人材等を活用し た教科の授業	外部人材等を活用し た総合的な学習の 時間、特別活動	保護者や地域住民 等への公開授業	通常の教科等の授 業(左記のものを除 く)	その他
公立高等学校数	26	8	20	74	72	17
回答割合(%)	18.3%	5.6%	14.1%	52.1%	50.7%	12.0%

※ 土曜授業を実施した学校のみ調査。

N=142(土曜授業を実施した公立高等学校数)

○「その他」の主な回答

- ・学科における実習
- ・校区清掃活動
- ・進路に関する活動 等

(4) 土曜授業における教職員の勤務状況

【公立高等学校(校長, 教頭・副校長)】

		毎回出勤	ほとんど出勤	ほとんど出勤しない	出勤しない
校 長	学校数	104	26	5	7
	回答割合(%)	73.2%	18.3%	3.5%	4.9%
教頭・副校長	学校数	116	20	4	2
	回答割合(%)	81.7%	14.1%	2.8%	1.4%

※ 土曜授業を実施した学校のみ調査。

N1=142(土曜授業を実施した公立高等学校数)

N2=142(土曜授業を実施した公立高等学校数)

【公立高等学校(教員, 事務職員)】

		全員が毎回出勤	一部が毎回出勤	ローテーションで出勤	ほとんど出勤しない	出勤しない
教 員	学校数	56	73	11	2	0
	回答割合(%)	39.4%	51.4%	7.7%	1.4%	0.0%
事務職員	学校数	24	11	25	21	61
	回答割合(%)	16.9%	7.7%	17.6%	14.8%	43.0%

※ 土曜授業を実施した学校のみ調査。

N1=142(土曜授業を実施した公立高等学校数)

N2=142(土曜授業を実施した公立高等学校数)

(5) 土曜授業を行った理由

(複数回答)

	開かれた学校づくりのため	外部人材を活用した授業を実施するため	学力向上のため	平日の教育課程に時間的余裕を生じさせるため	授業時数を確保するため	その他
公立高等学校数	76	15	80	34	73	17
回答割合(%)	53.5%	10.6%	56.3%	23.9%	51.4%	12.0%

※ 土曜授業を実施した学校のみ調査。

N=142(土曜授業を実施した公立高等学校数)

○「その他」の主な回答

- ・総合的な学習の時間の一部や関連した活動を行うため
- ・公開授業のため 等

3. 今後の土曜授業の在り方等について（平成25年7月1日現在）

（1）土曜授業を実施する必要性

	土曜授業を実施する必要性がある	土曜授業を実施する必要性はない	どちらともいえない
都道府県・指定都市教育委員会数	6	6	54
回答割合（%）	9.1%	9.1%	81.8%
市区町村教育委員会数	5	20	65
回答割合（%）	5.6%	22.2%	72.2%

N1=66(都道府県・指定都市教育委員会数)

N2=90(市区町村教育委員会数)

（2）土曜授業を行う際の課題

(複数回答)

	教員の勤務体制の調整	児童生徒の負担	教員の負担	部活動の日程との調整	地域の教育活動等との調整	保護者への説明	特に課題はない	その他
都道府県・指定都市教育委員会数	4	3	4	4	2	4	1	1
回答割合（%）	66.7%	50.0%	66.7%	66.7%	33.3%	66.7%	16.7%	16.7%
市区町村教育委員会数	4	1	4	5	3	1	0	0
回答割合（%）	80.0%	20.0%	80.0%	100.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%

※ 「土曜授業を実施する必要がある」と回答した都道府県教育委員会、指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会のみ調査。

N1=6(「土曜授業を実施する必要がある」と回答した都道府県・指定都市教育委員会数)

N2=5(「土曜授業を実施する必要がある」と回答した市区町村教育委員会数)

（3）土曜授業の望ましい実施方法

	法令など国の方針に基づき、全国一律に実施すべき	地域の状況等に応じて、設置者の判断により実施すべき	その他
都道府県・指定都市教育委員会数	1	4	1
回答割合（%）	16.7%	66.7%	16.7%
市区町村教育委員会数	4	1	0
回答割合（%）	80.0%	20.0%	0.0%

※ 「土曜授業を実施する必要がある」と回答した都道府県教育委員会、指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会のみ調査。

N1=6(「土曜授業を実施する必要がある」と回答した都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会数)

N2=5(「土曜授業を実施する必要がある」と回答した市区町村教育委員会数)

(4) 土曜授業の望ましい実施回数

	学期に1回程度	月に1回程度	月に2回程度	毎週
都道府県・指定都市教育委員会数	0	0	6	0
回答割合(%)	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
市区町村教育委員会数	1	2	2	0
回答割合(%)	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%

※ 「土曜授業を実施する必要がある」と回答した都道府県教育委員会, 指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会のみ調査。

N1=6(「土曜授業を実施する必要がある」と回答した都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会数)

N2=5(「土曜授業を実施する必要がある」と回答した市区町村教育委員会数)

(5) 土曜授業を実施するために必要な支援策

(複数回答)

	学校の指導体制の整備(教職員の配置, 外部人材の活用など)に対する支援	学校における活動費(人件費を除く)に対する支援	学校と地域が連携するための地域の人材に係る情報収集などの体制整備(学校支援地域本部等コーディネーターの配置など)に対する支援	その他
都道府県・指定都市教育委員会数	5	2	2	3
回答割合(%)	83.3%	33.3%	33.3%	50.0%
市区町村教育委員会数	5	2	1	0
回答割合(%)	100.0%	40.0%	20.0%	0.0%

※ 「土曜授業を実施する必要がある」と回答した都道府県教育委員会, 指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会のみ調査。

N1=6(「土曜授業を実施する必要がある」と回答した都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会数)

N2=5(「土曜授業を実施する必要がある」と回答した市区町村教育委員会数)

○「その他」の主な回答

・光熱費等の増加への支援 等

4. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況について

4-1. 学校が主体となって実施している希望者に対する学習等の機会の提供状況

(平成24年度実績)

(1) 学習等の機会を提供した学校数

学習等の機会を提供した学校	
公立高等学校数	1,819
回答割合 (%)	49.0%

N=3712(公立高等学校数)

(2) 学習等の機会の提供回数

	年に3回以下 (学期に1回程度)	年に4~10回 (月1回程度)	年に11~17回 (月2回程度)	年に18~24回 (月3回程度)	年に25回以上 (左記以外)
公立高等学校数	255	547	490	249	278
回答割合 (%)	14.0%	30.1%	26.9%	13.7%	15.3%

※ 学習等の機会を提供した学校のみ調査。

N=1819(学習等の機会を提供した公立高等学校数)

(3) 学習等の機会の提供内容

(複数回答)

	進学や資格取得のための 学習の機会の提供	自然体験等の集団宿泊 活動や文化、スポーツ 等の体験的な学習の機 会の提供	インターンシップ等の キャリア教育の機会の 提供	その他
公立高等学校	1,650	169	142	109
回答割合 (%)	90.7%	9.3%	7.8%	6.0%

※ 学習等の機会を提供した学校のみ調査。

N=1819(学習等の機会を提供した公立高等学校数)

○「その他」の主な回答

- ・自習室としての図書館等の開放
- ・補習
- ・高大連携に関する取組 等

4-2. 学校が場所を提供し、教育委員会や保護者・地域住民等が主体となって実施している生徒に対する学習等の機会の提供状況（平成24年度実績）

※ 4-1を除き、教育委員会が主体となって保護者や地域住民の協力を得て実施する活動や、保護者や地域住民など学校以外が主体となって実施する活動等に対して、学校が場所を提供している場合を指す。

(1) 場所を提供している学校数

	場所を提供している学校数
公立高等学校数	1,151
回答割合 (%)	31.0%

N=3712(公立高等学校数)

(2) 学習等の機会の提供内容

(複数回答)

	進学や資格取得のための学習の機会の提供	自然体験等の集団宿泊活動や文化、スポーツ等の体験的な学習の機会の提供	インターンシップ等のキャリア教育の機会の提供	その他
公立高等学校数	986	139	111	38
回答割合 (%)	85.7%	12.1%	9.6%	3.3%

※ 学校以外が実施している活動に場所を提供した学校のみ調査。

N=1151(学校以外が実施している活動に場所を提供した公立高等学校数)

○「その他」の主な回答

- ・市民公開講座
- ・清掃等のボランティア活動
- ・地域共同避難訓練 等

4-3. 公民館など学校以外の場所における生徒に対する学習等の機会の提供状況

(平成24年度実績)

※ 教育委員会が主体となって、学習等の機会の提供を実施している場合を指す。(委託等により地域の団体等が実施している場合も含む。)

	実施している
都道府県・指定都市教育委員会数	16
回答割合 (%)	24.2%
市区町村教育委員会数	11
回答割合 (%)	12.2%

N1=66(都道府県・指定都市教育委員会数)

N2=90(市区町村教育委員会数)

4-4. 土曜日等に学校や地域において希望者に対する多様な学習や体験活動の機会を提供するために必要な支援策(平成25年7月1日現在)

(複数回答)

	学校の指導体制の整備(教職員の配置、外部人材の活用など)に対する支援	学校における活動費(人件費を除く)に対する支援	学校と地域が連携するための地域の人材に係る情報収集などの体制整備(学校支援地域本部等コーディネーターの配置など)に対する支援	地域における様々な教育活動を実施するための支援(放課後子供教室など)	その他
都道府県・指定都市教育委員会数	42	33	27	22	1
回答割合 (%)	63.6%	50.0%	40.9%	33.3%	1.5%
市区町村教育委員会数	42	28	35	25	1
回答割合 (%)	46.7%	31.1%	38.9%	27.8%	1.1%

N1=66(都道府県・指定都市教育委員会数)

N2=90(市区町村教育委員会数)

【参考】都道府県・指定都市別の状況

1. 教育委員会における土曜授業に関する基本方針等の策定状況について

(平成25年7月1日現在)

(1) 土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している都道府県・指定都市教育委員会

埼玉県, 東京都, 山梨県, 京都府, 大阪府, 岡山県, 福岡県, 熊本県, さいたま市

(2) 土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している市区町村教育委員会

埼玉県 … 川口市

山梨県 … 北杜市

(3)勤務の振替(土曜授業を行う際の勤務体制の調整方法)

番号	都道府県名	教育職員				事務職員			
		前4週後8週 の範囲内で 週休日の振 替	前4週後16 週の範囲内 で週休日の 振替	前8週後16 週の範囲内 で週休日の 振替(注1)	その他	前4週後8週 の範囲内で 週休日の振 替	前4週後16 週の範囲内 で週休日の 振替	前8週後16 週の範囲内 で週休日の 振替	その他
1	北海道	○				○			
2	青森県	○				○			
3	岩手県	○				○			
4	宮城県		○			○			
5	秋田県		○			○			
6	山形県	○				○			
7	福島県	○				○			
8	茨城県	○				○			
9	栃木県		○				○		
10	群馬県		○				○		
11	埼玉県		○			○			
12	千葉県	○				○			
13	東京都			○					○
14	神奈川県	○				○			
15	新潟県		○				○		
16	富山県		○			○			
17	石川県	○				○			
18	福井県	○				○			
19	山梨県		○			○			
20	長野県		○			○			
21	岐阜県	○				○			
22	静岡県	○				○			
23	愛知県	○				○			
24	三重県		○			○			
25	滋賀県		○			○			
26	京都府		○			○			
27	大阪府		○			○			
28	兵庫県		○						○
29	奈良県			○				○	
30	和歌山県		○				○		
31	鳥取県		○				○		
32	島根県		○			○			
33	岡山県			○		○			
34	広島県	○				○			
35	山口県		○			○			
36	徳島県		○			○			
37	香川県			○		○			
38	愛媛県		○			○			
39	高知県		○			○			
40	福岡県			○		○			
41	佐賀県		○				○		
42	長崎県	○				○			
43	熊本県			○				○	
44	大分県	○				○			
45	宮崎県	○				○			
46	鹿児島県	○				○			
47	沖縄県	○				○			

(注1) 条例上「前二月以内又は後四月以内」と規定されている場合も含む。

(注2) 網掛けは土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している都道府県教育委員会。

2. 土曜授業の実施状況について（平成24年度実績）

番号	都道府県 指定都市名	(1)土曜授業を 実施した学校数	(2)土曜授業を実施した学校における実施回数 (※土曜授業を実施した学校のみ調査。)			
		公立高等学校数	年に3回以下 (学期に1回程度)	年に4～10回 (月1回程度)	年に11～17回 (月2回程度)	年に18回以上 (左記以外)
1	北海道	2	1	1	0	0
2	青森県	8	8	0	0	0
3	岩手県	0				
4	宮城県	3	2	1	0	0
5	秋田県	0				
6	山形県	0				
7	福島県	6	5	1	0	0
8	茨城県	0				
9	栃木県	0				
10	群馬県	0				
11	埼玉県	14	0	0	13	1
12	千葉県	19	15	3	1	0
13	東京都	51	0	0	5	46
14	神奈川県	3	1	1	1	0
15	新潟県	0				
16	富山県	0				
17	石川県	0				
18	福井県	0				
19	山梨県	3	1	1	0	1
20	長野県	5	1	0	4	0
21	岐阜県	2	1	1	0	0
22	静岡県	0				
23	愛知県	0				
24	三重県	0				
25	滋賀県	0				
26	京都府	1	1	0	0	0
27	大阪府	3	1	2	0	0
28	兵庫県	0				
29	奈良県	2	1	1	0	0
30	和歌山県	6	6	0	0	0
31	鳥取県	0				
32	島根県	0				
33	岡山県	0				
34	広島県	3	3	0	0	0
35	山口県	1	1	0	0	0
36	徳島県	1	1	0	0	0
37	香川県	0				
38	愛媛県	0				
39	高知県	2	2	0	0	0
40	福岡県	2	2	0	0	0
41	佐賀県	0				
42	長崎県	0				
43	熊本県	0				
44	大分県	0				
45	宮崎県	0				
46	鹿児島県	0				
47	沖縄県	0				
48	札幌市	1	0	1	0	0
49	仙台市	0				
50	さいたま市	2	0	0	2	0
51	千葉市	0				
52	川崎市	0				
53	横浜市	1	0	0	0	1
54	相模原市					
55	新潟市	0				
56	静岡市	0				
57	浜松市	0				
58	名古屋市	0				
59	京都市	0				
60	大阪市	1	1	0	0	0
61	堺市	0				
62	神戸市	0				
63	岡山市	0				
64	広島市	0				
65	北九州市	0				
66	福岡市	0				
67	熊本市	0				

(注)都道府県教育委員会域内の公立高等学校数については、指定都市教育委員会域内の公立高等学校数を除き調査。

4. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況について

4-1. 学校が主体となって実施している希望者に対する学習等の機会の提供状況(平成24年度実績)

番号	都道府県 指定都市名	(1)学習等の機会を 提供した学校数 公立高等学校数	(2)学習等の機会の提供回数 (※学習等の機会を提供した学校のみ調査。)				
			年に3回以下 (学期に1回程度)	年に4~10回 (月1回程度)	年に11~17回 (月2回程度)	年に18~24回 (月3回程度)	年に25回以上 (左記以外)
1	北海道	77	17	30	17	8	5
2	青森県	38	8	21	5	3	1
3	岩手県	2	1	0	1	0	0
4	宮城県	36	2	14	14	6	0
5	秋田県	39	1	12	11	7	8
6	山形県	24	5	8	6	2	3
7	福島県	29	3	9	11	5	1
8	茨城県	70	5	16	25	10	14
9	栃木県	13	4	5	1	1	2
10	群馬県	48	5	18	17	7	1
11	埼玉県	62	13	25	11	8	5
12	千葉県	41	12	18	3	3	5
13	東京都	169	7	36	57	32	37
14	神奈川県	58	6	23	11	8	10
15	新潟県	11	1	5	1	0	4
16	富山県	20	1	12	6	0	1
17	石川県	31	3	10	13	4	1
18	福井県	11	5	6	0	0	0
19	山梨県	24	1	3	8	9	3
20	長野県	37	4	12	13	4	4
21	岐阜県	37	2	3	9	14	9
22	静岡県	0					
23	愛知県	21	2	7	2	5	5
24	三重県	30	4	16	5	2	3
25	滋賀県	18	4	6	4	2	2
26	京都府	43	1	2	15	18	7
27	大阪府	156	69	13	12	21	41
28	兵庫県	62	7	25	18	6	6
29	奈良県	19	1	4	4	4	6
30	和歌山県	26	5	3	6	4	8
31	鳥取県	14	3	4	1	1	5
32	島根県	18	4	6	4	1	3
33	岡山県	10	7	3	0	0	0
34	広島県	40	8	6	11	5	10
35	山口県	37	7	9	11	4	6
36	徳島県	11	0	3	3	4	1
37	香川県	18	1	6	8	2	1
38	愛媛県	50	2	24	15	4	5
39	高知県	11	1	3	4	2	1
40	福岡県	83	4	18	46	10	5
41	佐賀県	30	5	10	6	3	6
42	長崎県	39	0	25	12	1	1
43	熊本県	39	0	21	12	0	6
44	大分県	21	2	5	2	4	8
45	宮崎県	6	1	5	0	0	0
46	鹿児島県	70	4	22	31	6	7
47	沖縄県	14	4	3	2	1	4
48	札幌市	3	0	0	1	1	1
49	仙台市	2	0	0	1	1	0
50	さいたま市	2	1	0	0	0	1
51	千葉市	2	0	0	0	2	0
52	川崎市	3	0	0	1	0	2
53	横浜市	5	0	2	1	1	1
54	相模原市						
55	新潟市	1	0	0	0	1	0
56	静岡市	1	0	1	0	0	0
57	浜松市	1	0	0	1	0	0
58	名古屋市	1	0	0	1	0	0
59	京都市	9	0	0	1	0	8
60	大阪市	13	1	5	5	0	2
61	堺市	1	0	0	0	1	0
62	神戸市	3	1	0	0	1	1
63	岡山市	0					
64	広島市	3	0	2	0	0	1
65	北九州市	1	0	0	1	0	0
66	福岡市	3	0	1	2	0	0
67	熊本市	2	0	1	1	0	0

(注)都道府県教育委員会域内の公立高等学校数については、指定都市教育委員会域内の公立高等学校数を除き調査。